

岩手県告示第373号

平成22年2月19日付け岩手県報第10939号登載解除予定保安林（平成22年岩手県告示第134号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成22年4月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 解除予定保安林に係る通知の要旨

（1）解除予定保安林の所在場所 八幡平市相沢12の22、12の23

（2）所在が不明である通知の相手方 角館良三

2 通知の内容を掲示した場所 八幡平市役所